平成２３年（フ）第９７号
福島県会津若松市町北町大字藤室字藤室南192番地
債務者　渡部　由美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
群馬県藤岡市森新田214番地
債務者　諸星　聖子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５０４号
埼玉県所沢市中新井２丁目469番地の１　丸福コーポ103、前住所埼玉県所沢市大字久米1307番地の６
債務者　市川　圭一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５３号
埼玉県坂戸市大字塚越777番地５
債務者　畾　　健太
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０３４号
堺市西区平岡町280番地５
債務者　馬場　隆雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５２号
堺市東区大美野40番地４　フレグランス大美野103号
債務者　友行佳代子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５５号
堺市堺区三宝町５丁281番地８
債務者　神宮司保彦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
岩手県北上市大堤西２丁目３番13号、前住所岩手県北上市相去町滝の沢１番地52
債務者　澤田　勝義
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９７号
岩手県北上市柳原町５丁目２番６号　ヴィラルージュ102号室、前住所岩手県北上市柳原町３丁目３番29号　メゾンサトウ３―102号
債務者　山手麻美子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６２号
山形県鶴岡市切添町26番４号　北斗ハイツ切添Ａ号室
債務者　大滝真由美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２９８号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート12―107
債務者　林　　誠治
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６２号
神奈川県平塚市長持580番地の９　グランデュール花水203号
債務者　河井　もき（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６３号
神奈川県平塚市長持580番地の９　グランデュール花水203号
債務者　工藤　公太
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６５号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮下520番地　サントピア103号
債務者　中村　英樹
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９５号
神奈川県秦野市平沢451番地の２
債務者　佐藤　豊子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４２３号
新潟市秋葉区川口1429番地１　セレーノジュン104号、前住所新潟市秋葉区川口2171番地
債務者　波田野加奈子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
新潟県村上市日下573番地　サンリットスクエア104
債務者　小野　裕介
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部